

資料 1

4産労農水第803号

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第3項及び同条第5項並びに第46条第2項の規定に基づき、令和4年漁期におけるかめ漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間を別紙とおりに定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

令和4年7月27日

東京都知事 小池百合子
(公印省略)

かめ漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、かめ漁業とする。
- (2) 許可をすべき船舶等の数は、定めなしとする。
- (3) 許可をすべき船舶の総トン数は、許可証に記載された船舶の総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、下表のとおりとする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は下表のとおりとする。

漁業を営む者の資格	操業区域
東京都八丈町に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都八丈町にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和 25 年農林省令第 95 号）第 1 条第 9 項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都八丈町の区域にある者であること。	八丈島近海漁場（八丈町及び青ヶ島村地先海面をいう。）
東京都小笠原村に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都小笠原村にあり）、かつ、船舶根拠地が東京都小笠原村の区域にある者であること。	小笠原近海漁場（小笠原村地先海面をいう。）

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和 4 年 8 月 18 日から令和 4 年 9 月 20 日までとする。

3 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までとする。

4 許可の基準

別添「令和 4 年漁期におけるかめ漁業の許可方針第 6」のとおり。